

小児医療福祉費支給制度（マル福・マル特）について



マル福とは、茨城県の制度です。マル特とは、東海村独自の制度です。
マル福・マル特制度は、保険適用分の医療費に対して助成を行うものです。
保険適用外の費用（お子さまの定期健診や予防接種等）については助成できませんので
ご注意ください。

マル福制度には、所得制限（※裏面表参照）があります。所得の判定を行い、**所得制限内**である場合は「マル福」と「マル特」、**所得制限を越えている**場合は「マル特」のみとなります。

1. 対象者

東海村に住所があり、各健康保険に加入している乳幼児・小学生・中学生・高校生。

2. 助成が受けられる期間

0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

3. 申請に必要なもの

- 健康保険証 ●印鑑（シャチハタ不可） ●口座番号のわかるもの（通帳やキャッシュカード）
 - 窓口来庁者の写真つきの身分証明書
 - （県外からの転入の場合）所得確認書類
 - （県内からの転入の場合）医療福祉費受給者証交付状況証明書
- ※なお、未申告等により、所得が確認できない場合は医療福祉制度の助成は受けられません。

4. 更新について

誕生日月の月末（1日生まれの方は誕生日月の前月末）に更新があります。所得不明の方を除く受給者全員に、新しい医療福祉費受給者証（以下、「受給者証」）をご自宅へ郵送します。

健康保険証に変更があった場合や、住所や氏名に変更があった場合は役場窓口への手続きが必要です。

※所得不明の方については、別途通知します。

5. 受給者証について

- 0歳～小学6年生の場合…外来・入院兼用の受給者証（白色）1枚を交付します。
 - 中学1年生～高校3年生の場合…外来用受給者証（黄色）と入院用受給者証（白色）の2枚を交付します。
- ※茨城県マル福制度の所得非該当者の場合は、外来・入院兼用の受給者証（黄色）1枚を交付します。

6. 医療機関にかかる場合

<茨城県内の病院等の場合>
「健康保険証」・「受給者証」を提示します。

<茨城県外の病院等の場合>
茨城県外の病院等で診察を受ける場合は、「受給者証」は使用できません。
医療機関窓口では「健康保険証」を提示し、自己負担金をお支払いください。後日、役場窓口へ領収書の払い戻しの申請をしてください。

7. 自己負担金について

- 外来の場合…1つの医療機関で1日につき600円までが負担の上限になります。
月2日 1,200円が上限になります。3日目からは無料になります。
(薬局には一部負担金はありません。)
- 入院の場合…1つの医療機関で1日300円, 月3,000円が上限になります。

8. 自己負担金の助成について

東海村では独自の制度で、窓口で支払った外来自己負担金も助成しております。
マル福を使用して外来で支払った自己負担金がぴったり600円の場合には、病院を受診した月から数えて、おおむね3~4ヶ月後に指定された口座へ自動的に振込まれます。
毎月30日振込み、休日の場合は前日振込みとなります。(金額や振込日の通知はしませんので、通帳記帳によりご確認ください。)

9. その他~こんなときは役場での手続きが必要です!

☆ 健康保険証が変わった

健康保険証の保険者番号・記号・番号に変更があると、医療機関では使用できません。「健康保険証」・「受給者証」・「印鑑(シャチハタ不可)」を持参し、役場窓口までお越しください。

☆ 受給者証を紛失してしまった

「健康保険証」等、氏名が分かるものと「印鑑(シャチハタ不可)」を持参し、役場窓口までお越しください。

☆ 転出することになった

<茨城県内への転出の場合>

- ・転入先で引き続きマル福制度を受けることができます。ただし、東海村で発行する受給者証は、転出日の前日で利用できなくなりますので、役場へ返却するか、ご自宅で裁断し、破棄してください。
- ・転出の際、役場窓口にお越しいただき、「医療福祉費受給者証交付状況証明書」の交付を受け、転出先のマル福の担当へ提出してください。

<茨城県外への転出の場合>

- ・マル福制度は転出日の前日まで利用できなくなります。受給者証は役場へ返却するか、ご自宅で裁断し、破棄してください。※転出後、東海村の受給者証をご使用になった場合は、返金していただくことになりますのでご注意ください。

表 所得制限額

合計扶養親族数	小児の父母	母子家庭の母子
	妊産婦又はその配偶者	父子家庭の父子
0人	622万円	301万6,000円
1人	660万円	339万6,000円
2人	698万円	377万6,000円
3人	736万円	415万6,000円
4人	774万円	453万6,000円
5人	812万円	491万6,000円
扶養義務者	1,000万円	1,000万円

(注) 扶養親族等につき、38万円加算(当該扶養親族が、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人の場合は44万円加算)

※ 表の金額以上の所得がある場合は、東海村独自の医療費助成制度(マル特)に該当となります。